

『浴槽の取替え』と『すのこ』、『浴槽台』は介護保険で併用できません。

介護保険住宅改修で、段差の解消工事として、『浴槽の取替え』が必要な場合に『すのこ』や『浴槽台』の購入は、原則福祉用具購入費の支給対象と認められません。

『浴槽の取替え』、『すのこ』、『浴槽台』は、利用者の浴槽の跨ぎ(出入り)動作を安全・容易に行うためという共通の目的があるため、併用することは想定していません。

『浴槽の取替え』の工事では、それに伴い介護保険の対象外(次頁参考)の工事もあり、自己負担が大きくなりやすい工事です。

本人にとって、安全で楽に入浴できる動作の提案ができるよう、浴槽跨ぎ動作を確認して、住宅改修プランを立ててください。

浴槽跨ぎ動作の確認方法 (入浴動作では、脱衣室出入り口から脱衣、浴室出入り...という全体的な流れを把握することが大切ですが、ここでは浴槽跨ぎのみを取り上げます。)

動作確認は本人・ケアマネジャー・施工業者・必要時 PT,ヘルパー等で一緒に行ってください。

- 1 浴槽の跨ぎの検討では、現在の浴槽で、被保険者本人はどのような動作で困って、支障があるかアセスメントしてください。
- 2 アセスメントには、必ず本人の動作確認を行ってください。
- 3 動作確認で、実際に本人に現在の浴槽を跨いでもらうことで、困りごとが明確になります。
 - ① 足はどこまで上がるか、跨げるか。浴槽から立ち上がる時はどうか。浴槽から出るときの動作はどうか。
 - ② 手すりやすのこ等の使用で、現状の浴槽跨ぎが可能になるか。
 - ③ 跨ぎ方、動作の方法の改善で可能になるか。
 - ④ バスボード、回転台等の検討が必要か。
 - ⑤ 浴槽の高さ等に問題があるか。

※ 単に老朽化や、リフォームがしたいという理由では対象になりません。

※ 身体状況、浴室の状況等から総合的に検討して判断した結果、やむを得ず『浴槽の取替え』と『すのこ』、『浴槽台』の併用が必要とした場合は、事前にご相談ください。

4 浴槽の取替えが必要と判断した場合、浴槽の高さと深さが何cmであれば本人は安全で楽に跨げるようになるのかを確認してください。

浴槽を入れ替えても本人が跨げない高さであれば、本人の生活動作が改善されない工事となってしまいます。

5 施工業者の図面等で、打ち合わせをしたとおりにかを確認してから事前申請書類の提出をしてください。

【浴室】の工事で対象外となるもの

- ・ 給湯器、風呂釜の取替え
- ・ 水洗金具の取替え
- ・ 洗面台の取替え
- ・ 鏡や収納の取替え
- ・ スライドバー付きシャワーフックの取り付けなど